

令和 8 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 30 日（火）

令和 8 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 特別会議室

○ 議事日程

- 第 1 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 33 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について
- 第 4 議案第 34 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 5 議案第 35 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 6 議案第 36 号 茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の選考について
- 第 7 報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 8 報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君				

欠席委員 4 番 大竹 孝一 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君
局長補佐 鈴木 崇夫 君

午後 2 時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 8 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、4 番大竹孝一委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、13名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。5 番小西利章委員、11番杉本剛昭委員、以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第31号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 議案第31号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件までをご報告いたします。

令和 8 年 6 月17日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、4 筆、いずれも畑、合計508㎡でございます。

譲受人、譲渡人は、議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は、共有持分を整理するため、譲渡人は、共有持分を解消するためです。

今後につきましては、ナス、ピーマン、玉ネギ等を作付けする予定です。

労働力につきましては、譲受人の内の 1 名が45歳、従事日数250日、兼業、もう 1 名が78 歳、従事日数200日、兼業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 8 年 6 月 11 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 2 番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、現況畑、396㎡でございます。

譲受人、譲渡人は、議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、トマト、枝豆、ブロッコリーを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人41歳、従事日数360日、専業、父73歳、従事日数350日、専業、母69歳、従事日数200日、専業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続いて、3番案件をご報告いたします。

令和8年6月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～3番案件について内容を説明～

申請地は、3筆、いずれも現況畑、合計1,301㎡でございます。

譲受人、譲渡人は、議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ナス、カボチャ、トマト、唐辛子等の露地野菜を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人60歳、従事日数300日、専業、配偶者63歳、従事日数100日、兼業、子29歳、従事日数300日、兼業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 1番案件につきましては、元々は、3人の共有の農地ですが、その内の1人分の共有持分を解消するために申請したものになります。次に、3番案件につきましては、まだ、計画段階ですが、3筆の内の2筆については、市民農園を拡大する計画をしているとのことです。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番案件を報告のとおり、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたしますが、1番案件が出席委員の審議案件となっていることから、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時06分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後2時07分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

9番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9番（廣瀬正実君） 議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和8年6月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、5筆、いずれも畑、合計3,201㎡でございます。

譲受人、譲渡人は、議案書に記載のとおりでございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、車両の通行部分について鉄板を敷設し、当該鉄板上を車両が

通行のうえ、資材である残土の搬入を行います。

残土の搬入箇所については、特段、土地の整形等を行わず、現状の地形を活かしたまま利用するものです。

また、残土は4か所に分けて種類ごとに配置する計画であり、各箇所に仕切り等の構造物は設けないものの、一定の間隔を確保することにより区分けして管理します。

雨水処理につきましては、浸透枡を設置し、出入り口に浸透横断側溝を設置し、排水機能の確保を図ります。

隣接地への被害防除につきましては、隣接地との境界に単管支柱を設置し、防塵ネット及び防音シートを設置するとともに、単管支柱下部に万能鋼板を設置することで、隣接農地に影響がない計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時09分休憩

（当該委員入室）

午後2時10分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議案第33号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見

聴取について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

○区域 1（市川芳男君） 議案第33号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項による意見聴取について、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の農地は、1 筆、現況田、776㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和11年 8 月31日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第33号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項による意見聴取について、1 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、議案第34号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

3 番柿澤委員より報告をお願いいたします。

○3 番（柿澤博君） 議案第34号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1

番案件をご報告いたします。

本報告に係る被相続人、相続人の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

本案は、被相続人がお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和8年6月12日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

相続人は、5筆、合計1,019㎡について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、5筆、いずれも現況畑、合計1,019㎡につきましては、一体として耕作されており、ミニトマト、ナス、キュウリ等が作付けされておりました。

農機具の保有状況は、軽トラ、耕運機、草刈機、その他一式でございます。

労働力は、本人76歳、従事日数360日、兼業、配偶者73歳、従事日数50日、兼業、子43歳、従事日数50日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 相続人の主たる職業についての質問ですが、適格者証明を得るには、農業を続けますよという意味があれば得ることが出来ると聞きました。本案件の「相続人の主たる職業欄」に農業と農業以外の業種が記載されていますが、農業以外の業種については記載しなくても良かったのではと思いましたが、いかがでしょうか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 記載の問題はあるかもしれませんが、いずれにしても、要件としては、問題が無いと考えます。表記の仕方については、今後、考えてまいります。

○12番（朝倉直芳君） 納税猶予のための適格者証明を得るには、農業を続けますよという意味があれば、相続人の主たる職業が農業と共に農業以外の業種があったとしても、問題が無いということですね。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 農業を続けますよという意味があれば、問題は無いと考えま

す。

○12番（朝倉直芳君） ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第34号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から7番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

1番から5番案件については、3番柿澤委員より、6番及び7番案件については、9番廣瀬委員より、報告をお願いいたします。

初めに、柿澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（柿澤博君） 議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から5番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

1番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年6月15日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

1筆、畑、760㎡につきましては、かぼちゃ、スイカ、ししとう、ナスなどが作付けされているほか、柿が肥培管理されていまして。

農機具の保有状況は、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人64歳、従事日数200日、専業、配偶者69歳、従事日数250日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

2 番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和 8 年 6 月 16 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

1 筆、畑、885㎡につきましては、準備中でした。

8 筆、いずれも現況畑、合計1,670.44㎡につきましては、一体として耕作されており、ハウス内でトマトが作付けされていきました。

5 筆、いずれも現況畑、合計973.1㎡につきましては、準備中でした。

6 筆、いずれも現況畑、合計1,147㎡につきましては、準備中でした。

1 筆、畑、135㎡につきましては、準備中でした。

1 筆、畑、419㎡につきましては、準備中でした。

1 筆、畑、750㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、本人60歳、従事日数350日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、3 番案件をご報告いたします。

3 番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和 8 年 6 月 16 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明～

4 筆、いずれも畑、合計1,145.16㎡につきましては、準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計1,123㎡につきましては、ハウスと一部農地となっており、準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計1,272㎡につきましては、ナス、トマト、キュウリ等が作付けされているほか、準備中でした。

10筆、いずれも畑、合計2,983㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラ、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人69歳、従事日数250日、専業、配偶者62歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、4番案件をご報告いたします。

4番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年6月16日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～4番案件について内容を説明～

1筆、現況畑、297㎡につきましては、サトイモ、枝豆が作付けされていまして。

1筆、畑、254㎡につきましては、落花生が作付けされていまして。

2筆、いずれも畑、合計2,286㎡につきましては、一体として耕作されており、サトイモ、インゲン、ブロッコリー等が作付けされていまして。

1筆、畑、559㎡につきましては、サトイモ、サツマイモ、かぼちゃが作付けされていまして。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、本人86歳、従事日数250日、専業、配偶者81歳、従事日数250日、専業、二男55歳、従事日数100日、兼業、長男56歳、従事日数100日、兼業、長男の配偶者55歳、従事日数100日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、5番案件をご報告いたします。

5番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年6月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～5番案件について内容を説明～

4筆、いずれも現況畑、合計1,112㎡につきましては、柿が肥培管理されていまして。

1筆、畑、654㎡につきましては、キュウリ、エダマメ、なす等が作付けされているほか、準備中でした。

1筆、畑、766㎡につきましては、インゲン、カボチャ、玉ねぎ等が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、耕運機、軽トラ、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人94歳、従事日数360日、専業、子68歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君）　ありがとうございました。

続いて、廣瀬委員より、報告をお願いいたします。

○9番（廣瀬正実君）　続いて、6番及び7番案件をご報告いたします。

6番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年6月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～6番案件について内容を説明～

7筆、いずれも田、合計626.78㎡につきましては、一体として耕作されており、水稻が栽培されていました。

9筆、いずれも田、合計1,533.34㎡につきましては、準備中でした。

5筆、いずれも畑、合計5,849㎡につきましては、一体として耕作されており、里芋、さつまいもが作付けされているほか、準備中でした。

3筆、いずれも田、合計1,218㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、草刈機、コンバイン、その他一式でございます。

労働力は、本人68歳、従事日数250日、専業、妹64歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、7番案件をご報告いたします。

7番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年6月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～7番案件について内容を説明～

1筆、畑、396㎡につきましては、梅が肥培管理されているほか、準備中でした。

3筆、いずれも畑、合計2,243㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、草刈機、コンバイン、その他一式でございます。

労働力は、本人64歳、従事日数200日、専業、兄68歳、従事日数250日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君）　ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（齋藤和子君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から7番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君）　日程第6、議案第36号、茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の選考についてを上程いたしますが、出席委員の審議案件となっていることから、「農業委員会等に関する法律」第31条の趣旨を踏まえ、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時32分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後2時33分再開

○議長（齋藤和子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　議案36号、茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の選考についてをご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第19条第1項において、農業委員会が推進委員を委嘱しようとするときは、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対して候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならないこととされています。

また、推進委員の定数については、「茅ヶ崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」第3条の規定により、5名となっています。

本年2月19日から3月19日に、5つの区域について募集を行いました。その結果、定数5名に対して、団体推薦3名、自薦3名の計6名から応募がございました。そのため、茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しました。

5名の選考委員により、応募申込書を基に、農地等の利用の最適化の推進に対する熱意と識見、地域の農業に精通しているか、地域の農業者からの信頼があるか、担当区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができるかなどの観点で評価をし、議案書のとおり、選考されました。

区域1 市川芳男氏、区域2 生川仁氏、区域3 三橋清高氏、区域4 内田信行氏、区域5 平牧直樹氏、以上5名を推進委員として決定する承認を得たく提案いたしましたものでございます。

5名ともに、農業委員、推進委員経験者であり、また、3名におかれましては、生産組合からの推薦を受けられており、その豊富な経験と知識は、それぞれ農地利用最適化推進委員として適任であると考えてところでございます。

なお、決定については現農業委員会で行い、委嘱については、7月20日以降に新体制に移行した農業委員会が行うこととなっております。説明は以上となります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 区域の決め方についてですが、何を持って決めたのでしょうか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 区域の区割りについてですが、令和元年に農業委員会にて決定をされている区域ということになります。

○13番（村越重芳君） それは判りますが、地域割りをどのようにして決めたのか、地域割りがおかしいような気がするので説明してください。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 地域割りを決めるに当たっては、3点あります。1点目は、農地面積100ha当たり1人を配置するというので、出来るだけ連続した地域、かつ、農地面積が均等になること。2点目が、農業振興地域、市内の4か所にあります。芹沢、萩園、赤羽根、柳島の4地区をそれぞれの区割りに別けるということ。3点目は、平成28年の農業委員会等に関する法律の改正で農業委員の選出の方法が変更されたところですが、改正前の生産組合からの選出単位を出来るだけ崩さないようにすること。この3点によった、この区域割が令和元年に農業委員会で承認されています。

○13番（村越重芳君） 少し考えますと区域番号5の中島から松尾までの大字は、区域番

号4の区域に入れた方が良いのではと思いましたが、農地面積ですとか農業振興地域をそれぞれの区割りに別けるとか、いろいろ調整した結果、このような区割りになったということですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） はい、おっしゃるとおりです。

○13番（村越重芳君） はい、判りました。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第36号、茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の選考については、事務局の説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時49分休憩

（当該委員入室）

午後2時50分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第8、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は9ページのとおり、1番案件から8番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、住宅敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第

17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は10ページから11ページのとおり、1番案件から22番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は、以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第6回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時54分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員